給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２８号

大阪市平野区瓜破西１丁目８番10―901号
再生債務者　中本　知邦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２号

福島県郡山市富久山町福原字釜沼33番地の42
パーク・アクシス101号
再生債務者　舩山　洋大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月25日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２９年（再ロ）第１号

秋田県横手市安田字八王寺184番地　ＳＴＹＬＥ．ＹＯＫＯＴＥ104
再生債務者　伊藤　舞
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月25日　秋田地方裁判所横手支部

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のレストラン事業に関する権利義務（甲株式を含む）を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。
効力発生日は平成三十年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十九年十月二十五日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年九月十四日
掲載頁　三十一頁（号外第一九八号）
平成二十九年十一月二日
東京都港区南青山二丁目二四番一〇号
（甲）株式会社Ｕ―ＭＯＲＥ
代表取締役　山崎　基史
東京都港区南青山二丁目二四番一〇号
（乙）株式会社マザーエンタテイメント
代表取締役　吉奥　祐介

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を三百万円減少することにいたしました。
また、今回の退社に伴う持分払戻額一千一百九十三万四千五百十五円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は九百七十万六千四百二円となります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年十一月二日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内　合同会社ＪＰＴオメガ
代表社員　ＪＴＳＩＩＩ一般社団法人
職務執行者　本郷　雅和

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を三百万円減少することにいたしました。
また、今回の退社に伴う持分払戻額一千四百一万四千五百五十五円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は七百五十一万五千七百三十三円となります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年十一月二日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内　合同会社ＪＰＴニュートン
代表社員　ＪＴＳＩ一般社団法人
職務執行者　本郷　雅和

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を三百万円減少することにいたしました。
また、今回の退社に伴う持分払戻額三百四十六万一千七百二十九円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は三百六十九万八百五十九円となります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年十一月二日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内　合同会社ＪＰＴニュートン
代表社員　ＪＴＳＩ一般社団法人
職務執行者　本郷　雅和

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退社により資本金の額を百十四万八千三百三十四円減少することにいたしました。
また、今回の退社に伴う持分払戻額百十四万八千三百三十四円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は二百三万三千四百六十一円となります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年十一月二日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京
共同会計事務所内　合同会社ＦＫＤ＆Ｓ
代表社員　ＪＴＳＩ一般社団法人
職務執行者　本郷　雅和

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千六百二十五万五千百二十八円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月二十四日
掲載頁　八十七頁（号外第二三一号）
平成二十九年十一月二日
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田二六二番地の三
株式会社クローバー
代表取締役　荻原喜美江

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一千万円に、資本準備金の額を六千万円減少し〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月五日
掲載頁　六十一頁（号外第二一六号）
平成二十九年十一月二日
東京都千代田区大手町二丁目六番二号
株式会社ＲＥ　ＶＩＴＡ
代表取締役　池下　智子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十七日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年十一月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十九年十一月二日
東京都中央区日本橋一丁目二〇番八号　三木共栄ビル別館六Ｆ
アクティブネットワーク株式会社
代表取締役　陳　平

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十一月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、一株を十株とする株式分割により、株式の割り当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十九年十一月二日
東京都中央区日本橋室町三丁目四番七号日本橋室町プラザビル八階
日本アマゾンアルミニウム株式会社
代表取締役　中富　道隆